

小松市介護支援専門員等資格取得支援補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日

小松市告示第 256 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小松市介護支援専門員等資格取得支援補助金の交付に関し、小松市補助金交付規則(昭和 45 年小松市規則第 19 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 8 条、第 8 条の 2、第 115 条の 45 第 1 項及び第 115 条の 46 第 1 項に規定する事業を行う事業所をいう。
- (2) 介護支援専門員資格の取得 次のいずれにも該当することをいう。
 - ア 法第 69 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、同項に規定する介護支援専門員実務研修の課程を修了すること。
 - イ 法第 69 条の 7 の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けること。
- (3) 主任介護支援専門員資格の取得 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。)第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了すること。
- (4) 介護支援専門員実務研修受講試験 省令第 113 条の 3 に規定する介護支援専門員実務研修受講試験をいう。
- (5) 介護支援専門員実務研修 省令第 113 条の 4 第 1 項に規定する介護支援専門員実務研修をいう。

(6) 主任介護支援専門員研修 省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。

(目的)

第3条 この要綱は、本市に所在する介護サービス事業所の就業者又は就業が見込まれる者に対し、介護支援専門員又は主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の資格取得を支援することにより、介護支援専門員等の確保を図り、もって本市における介護サービスの安定的な提供を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第4条 次条に規定する者の介護支援専門員等の資格の取得に係る経費に対し、小松市介護支援専門員等資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、次の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 本市に所在する介護サービス事業所の就業者又は本市に所在する介護サービス事業所において就業が見込まれる者
- (2) 申請時において、介護支援専門員資格を取得して1年以内の者又は主任介護支援専門員資格を取得して1年以内の者
- (3) 同一の資格取得に対して、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 同一の資格取得に対して、小松市以外の自治体からこの補助金と類似の趣旨の補助金等の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象経費は、介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料、介護支援専門員実務研修受講手数料及び主任介護支援専門員研修受講手数料とする。ただし、就業先（過去に就業していた事業所を含む。以下同じ。）から介護支援専門員等の資格の取得に対し助成金等の支給を受けた場合は、補助対象経費から当

該助成金等の額を除いた額とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額であって、1人につき5万円を上限とし、予算の範囲内とする。

(手続きに関する規則の適用)

第8条 市長は、補助金の交付申請から補助金の額の確定までにつき、規則第16条の規定を適用し、規則第5条から第14条までの規定は適用しない。

2 市長は、第5条の補助対象者が消費税及び地方消費税の課税事業者でないことから、規則17条本文の規定を適用しない。

(様式)

第9条 市長は、規則第16条第2項の規定にかかわらず、規則第16条第2項の決定兼確定に係る手続きに関する様式を、小松市介護支援専門員等資格取得支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)とする。

2 規則第16条第2項に規定する決定兼確定に必要と認められる書類は、次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員証の写し
- (2) 介護支援専門員実務研修の修了証明書の写し(主任介護支援専門員資格取得者を除く)
- (2) 主任介護支援専門員研修の修了証明書の写し(主任介護支援専門員資格取得者に限る)
- (3) 第5条第1号の介護サービス事業所に就業していること又は就業が見込まれることがわかるもの

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（あて先）小松市長

（申請者）住 所

氏 名

※署名又は記名・押印

連絡先

小松市介護支援専門員等資格取得支援補助金
交付申請書兼実績報告書兼請求書

小松市介護支援専門員等資格取得支援補助金交付要綱第9条に基づき、下記の通り実績報告を兼ねて申請しますので補助金を交付くださるよう申請します。

なお、補助金の交付にあたっては、下記のとおり請求しますので、補助金の確定後は、速やかに指定する口座への振込をお願いします。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 金 _____ 円

2 補助事業の内容

①取得資格	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員	いずれかの□に✓
②資格取得日	年 月 日	介護支援専門員証の交付日又は主任介護支援専門員研修の修了日
③対象経費の内訳	介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料	円
	介護支援専門員実務研修受講手数料	円
	主任介護支援専門員研修受講手数料	円
	合 計 (A)	円
	この補助金申請に係る資格の取得に対して就業先から支給された助成金等の額 (B)	円
	補助金の額 (C) = (A) - (B) (上限額 50,000 円)	円
④就業(予定)事業所	(住所)	(事業所名)

3 誓約事項（□に✓を付けてください。）

□私は、この補助金申請に係る資格の取得に対して、小松市以外の自治体からこの補助金と類似の趣旨の補助金等の交付を受けていないことを誓約します。

4 添付書類（添付書類を確認の上、□に✓を付けてください。）

<input type="checkbox"/> 介護支援専門員証の写し
<input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修の修了証明書の写し
<input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員研修の修了証明書の写し
<input type="checkbox"/> 市内の介護サービス事業所に就業していること又は就業が見込まれることがわかるもの（雇用契約書、労働条件通知書、辞令、職員証、内定通知書、採用通知書等の写し）※

※申請内容について、就業先等に確認する場合があります

5 振込先

金融機関名	支店名	預金種別
銀行 信用金庫 農協	支店 支所	・普通 ・当座 ・
口座番号(7桁)		口座名義(カナ)

※申請者名義の口座を記入してください。

※口座番号、口座名義等は、通帳等を確認のうえ、正確に記入してください。